北海道立近代美術館リニューアル基本計画策定
及び知事公館・近代美術館エリアの整備・運営等に
おけるPPP/PFI導入可能性調査に係る
サウンディング型市場調査

実施要領

令和7年10月

北海道教育委員会

１　サウンディング型市場調査の目的

（１）取組の経緯・目的

北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）では、北海道立近代美術館（以下「近代美術館」という。）のリニューアルにあたって、近代美術館の施設整備方針等の検討を行うため、令和４年（2022 年）１月に、「これからの北海道立近代美術館検討会議」を設置し、これまでの美術館活動の検証や今後求められる使命、役割等について、有識者や道民の皆様から御意見を伺いながら検討し、令和７年（2025 年）3 月に「北海道立近代美術館リニューアル基本構想」を策定しました。

現在、「北海道立近代美術館リニューアル基本計画（仮称）」策定に向け、事業手法の検討等を進めており、民間事業者の皆様から広くリニューアル事業（以下、「本事業」という。）に対するご関心をお寄せいただくとともに、適切な事業方式や事業の実現可能性等の検討のため、サウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）を実施します。

（２）北海道立近代美術館のリニューアル事業の概要

本事業は、既存の近代美術館の敷地を計画範囲（約 1.9 ha）として、基本構想及び今後策定する基本計画に基づき、現在の近代美術館の建物を活かし、改修・増改築を行い、その後の施設の維持管理・運営を実施する事業を想定しています。

事業の実施に当たっては、近代美術館が「歴史を受け継ぎ、新しい時代とともに本道の美術文化を拓（ひら）く美術館」として生まれ変わることを目指し、公共と民間が一体となり、相乗効果を発揮することを期待し、「北海道 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」に基づき、PFI 等の官民連携手法活用の可能性について検討しています。

なお、隣接する知事公館を含む知事公館・近代美術館エリア全体については、「知事公館・近代美術館エリア活用構想」（令和７年（2025 年）３月、北海道総務部）に基づき、一体的な活用を進めることとしています。

２　本調査の概要

（１）　本サウンディング調査の進め方

本サウンディング調査は２つの手法で実施します。

＜①アンケート調査＞

本事業を構成する各事業・業務への参加に関心をお持ちの事業者全体を対象としたアンケート調査を行います。

調査への参加申込を頂いた事業者に、調査質問票を配付しますので、書面によりご意見・ご意向等をご回答ください。

＜②個別対話＞

＜①アンケート調査＞に参加した事業者のうち、必要に応じてヒアリングを実施します。対象となる事業者につきましては、後日、「５　担当部署」より連絡いたします。

（２）調査スケジュール

日程	内容
10 月 9 日（木）	サウンディング型市場調査実施要領の公表 参加申込開始 ※後述するオンラインフォームより参加申込をお願いします。申込にあたっては、守秘保持誓約書（様式１）をご提出いただきます。 ※調査への参加要件を満たすことが確認できた事業者には、10 月 9 日（木）以降順次、守秘義務対象開示資料および調査質問票を「５　担当部署」より送付いたします。
10 月 9 日（木）以降	守秘義務対象開示資料、調査質問票、回答フォーム URL を送付
10 月 9 日（木）以降	個別対話の日程調整　※対象事業者のみ（「５　担当部署」より連絡）
10 月 29 日（水）	参加申込期限（午後５時まで）
11 月 5 日（水）	調査質問票の回答・提出期限（午後５時まで）
11 月 6 日（木）以降	個別対話の実施 ※個別対話の日程は、対象事業者ごとに個別に調整を行います。
令和 8 年 1 月頃以降	結果概要の公表

３　調査の実施方法

（１）　調査への参加申込方法

- 参加を希望する事業者は、以下の URL リンクから参加申込フォームにアクセスし、必要事項の入力及び守秘保持誓約書（様式１）の添付を行い、回答を送信してください。申込期限は 10 月 29 日（水）午後 5 時までとします。
  ＜参加申込フォーム＞　https://www.harp.lg.jp/EHcztDfS

（２）　資料及び質問票の送付

- 参加要件を満たした事業者に対し、「５　担当部署」より 10 月 9 日（木）以降順次、以下の資料等をメール送付いたします。
  ・守秘義務対象開示資料（pdf ファイル）
  ・調査質問票（word ファイル）
  ・回答フォーム（URL リンク）
  ・個別対話の日程調整フォーム（xlsx ファイル）（対象事業者のみ）

（３）　回答方法

- 回答フォームにアクセスし、必要事項の入力及び調査質問票を添付（word および pdf 化したものを添付してください）し、回答を送信してください。
- 回答期限は 11 月 5 日（水）午後 5 時までとします。

（４） 個別対話の実施

- 個別対話（対象事業者のみ）は、個別対話の日程調整フォームの御希望を踏まえ、11月６日（木）以降で、日程を調整させていただきます。※場合により、ご希望に沿えず別日での実施をお願いすることがあります。ご了承ください。
- ヒアリングは原則オンラインで実施いたします。
- 所要時間は１グループ最大 90 分程度を予定しています。
- ヒアリングは道教委から業務を受託したアドバイザー（PwC アドバイザリー合同会社）が実施します。

４ サウンディング調査に関する留意事項

○ 以下の条件に該当する事業者は、参加資格を認めないものとします。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号に掲げる者
- 地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- 参加申込書提出時点で、道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されている者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第６号に該当する団体又は団体に属する者
- 次に掲げる税を滞納している者
  （ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  （イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
  （ウ）消費税及び地方消費税
- 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない場合は除く）。
  （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

○ 参加事業者の名称は公表しません。

○ 本調査の参加実績は、事業者公募の参加条件及び評価の対象ではありません。

○ 調査質問票などの提供資料は、守秘義務誓約書（様式１）を提出し、参加要件を満たした事業者に対してのみ提供します。**提供を受けた参加事業者は、本調査の目的以外で使用することのないよう適切な情報管理をお願いします。**

○ 本調査終了後、「５ 担当部署」から提供を受けた資料は破棄してください。

○ 本調査の結果は、概要をとりまとめ、後日公表します（参加事業者の独自の知見・ノウハウ等に関する内容は公表しません）。

○ 本調査終了後も、必要に応じて対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

○ 本調査への参加に要する費用は、全て参加事業者の負担となります。

５　担当部署（連絡先）

担 当 部 署 ：　北海道教育庁 生涯学習推進局 文化財・博物館課 道立近代美術館整備係
（担当：佐伯・諸星）
住　　所　　：　〒060-8588 札幌市中央区北３条西７丁目 道庁別館７階
Ｔ　Ｅ　Ｌ　：　011-206-6744
メ　ー　ル　：　kyoiku. bunka1@pref.hokkaido.lg.jp

受　託　者　：　PwC アドバイザリー合同会社

６　参考資料

本調査への参加に当たり、北海道教育委員会ホームページより以下の資料を参照してください。

https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kinbirenewal.html

○　北海道立近代美術館リニューアル基本構想
○　これからの北海道立近代美術館検討会議
○　北海道立近代美術館リニューアルに向けたグループディスカッション
○　知事公館・近代美術館エリアの検討状況

以　　上